

## 11月12日から11月25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

このため、国においては、毎年11月12日から11月25日までの2週間に「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間と定めていますが、県においても、この運動の一環として、「女性に対する暴力の問題に関する講演会・シンポジウム」を実施します。

### 図書情報

ドメスティック・バイオレンスについて学ぶお薦めの2冊を紹介します。

#### 「堂本暁子のDV施策最前線」



堂本暁子著  
新水社 2003年

著者は千葉県知事。国会議員としてDV防止法の成立に尽力し、知事に転出した。就任後、千葉をDV施策先進県にすべく奮闘している。DV防止法成立からその展開に至るまでの立法過程、実施過程が具体的に描き出されており興味深い。DVは特殊な家庭の特殊な暴力ではない。それは子どもや高齢者への虐待、若者たちのいじめや犯罪から民族紛争まで世界中で起こっているあらゆる暴力の根源にある。DVを他人ごととして見るのはなくて自分の問題としてとらえて欲しいと著者は述べる。

上記の図書を含め、情報提供交流サロンの図書は貸出を行っています。【貸出冊数】一人につき5冊まで 【期間】14日以内

#### Access Map



#### 編集後記

男女共同参画週間フェスタでは、展示やワークショップの主催者のグループの方々の工夫を凝らした企画に県内各地から参加された大勢の方が、楽しく男女共同参画について理解する場になったのではないでしょうか。また、「思いのたけ」や「メモリーキルト」にも本当に多くの方が参加していただき、男女共同参画の推進の皆様の熱い思いを感じました。

御迷惑いただきました皆様に心から感謝いたします。

期間中に文化ホールに設置した「思いのたけ」には「我が家からDVがなくなりますように」と思いを込めた畳もありました。

みんなが、自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現を真に願わざにはいられません。

「センターだより」への県内の皆様のご意見ご感想をお待ちしています。

#### [編集・発行] 鹿児島県男女共同参画センター

(かごしま県民交流センター内)

〒892-0816 鹿児島市山下町14-50



TEL 099-221-6603

FAX 099-221-6640

E-mail [harmony@kagoshima-pac.jp](mailto:harmony@kagoshima-pac.jp)

URL <http://www.kagoshima-pac.jp>

## 鹿児島県

# 男女共同参画 Vol.2

2004.9

Vol.2

### 特集:DVの防止に向けて

#### 16年度上半期の事業から

- 男女共同参画週間フェスタ  
基調講演・ワークショップ・展示
- 男女共同参画公開講座

#### インフォメーション

- 女性に対する暴力の問題に関する講演会
- 地域参画支援セミナー(実践講座)
- 女と男の生き方講座
- 男女共同参画推進地域講座
- 仕事と家庭の両立を考えるセミナー

#### 相談室から

- 平成15年度に寄せられた相談状況

#### 図書情報

- 堂本暁子のDV施策最前線
- デートDV防止プログラム実施者向けワークブック

男女共同参画センターは、男女共同参画社会づくりにむけた総合的な活動拠点施設です

# DV ドメスティック・バイオレンス の 防止に向けて

## DVは犯罪です。

DVは、配偶者や恋人からの暴力のことで、事実婚や離婚した後も引き続き受ける暴力も含みます。その暴力は以下の4つに大別できます。

### 身体的暴力

- 殴る
- 蹴る
- 物を投げる
- 刃物などを突きつける
- 引きずり回すなど



### 性的暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 無理にポルノビデオを見せるなど

### 精神的暴力

- 大声でどなる
- おどす
- 無視する
- 電話や手紙をチェックするなど

### 経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 働かない
- 仕事をさせないなど

女性に対する  
暴力根絶のためのシンボルマーク

平成13年度に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」では、夫婦間の暴力も犯罪であることが明記されています。

DVは被害者が傷つくだけでなく、子どもが目撃した場合は、心に大きな傷を負う可能性があることも指摘されています。

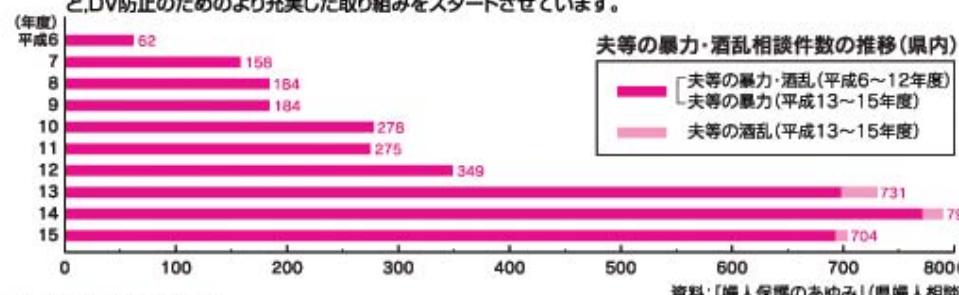
## DVはなぜ起こる？

DVの背景には、女性に対する優位意識や所有意識、「男性は仕事、女性は家事・育児」のように性別で役割分担を決めつける考え方などがあると言われています。また、男性に比べ女性の経済的自立が困難であることや、第三者からの暴力は犯罪となるのに夫婦間の暴力は容認するような社会的風潮もDV問題の解決を困難にしています。このようにDVは、個人のみの問題ではなく社会全体の問題であり、その防止のために、私たち一人ひとりがDVに対する正しい認識を持つことが求められています。



## 鹿児島県でも相談件数が増加しています。

県内では、平成15年度のDV相談件数が、平成6年度と比べ、11倍以上になっています。DV防止法により、これまで潜在化していたDVの相談が一気に増加したことや各種調査などから被害の実態が明らかになってきた状況を踏まえ、県でも今年度、関係機関との連携を図るために、「配偶者等からの暴力対策会議」を設置するなど、DV防止のためより充実した取り組みをスタートさせています。



## DV防止法改正のポイント

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が、今年の6月に改正され、12月から施行されます。改正の主なポイントは以下のとおりです。

### 「配偶者からの暴力」の定義を拡大

○身体的暴力だけでなく精神的・性的暴力もDVに含まれます。

### 保護命令(接近禁止命令・退去命令)制度の拡充

○保護対象に子どもや元妻を含め、加害者への退去命令期間を拡大し、再度の退去命令の申立て也可能になりました。

### 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施

○利便性を考え、都道府県だけでなく市町村にも支援センターを設けることができるようになりました。

### 被害者の自立支援の明確化など

○被害者の自立を助けるため、担当機関の責務を明確化。DV防止と被害者保護のため、都道府県における基本計画の策定が規定されました。

## DVを受けたら…

あなたがもしDVの被害を受けたら、一人で悩まず、相談してみませんか。

### 暴力を受けた

- どこに相談すればいいかわからない
- これはDVなのだろうか?
- 離婚後、自活できるかが不安

### 暴力をやめさせたい

▶ 警察 刑罰法令に照らして対応を検討

### 加害者のいない所に逃げたい

▶ 配偶者暴力相談 支援センター 一時保護の相談 ▶ 保護

### 加害者を遠ざけたい

▶ 地方裁判所 (保護命令発令) ▶ 加害者

\*身の危険を感じたら警察へ

### 主な相談窓口

#### 鹿児島県男女共同参画センター

(かごしま県民交流センター内)

【相談室専用電話】

099-221-6630 または 099-221-6631

○電話相談 相談室専用電話にお電話ください。

○面接相談 (原則として予約制です。)

相談員が個別にお話を聞き、解決のためのお手伝いをします。

〈相談日〉 火～日

〈時間〉 9:00～17:00

＊火曜日(休館日の翌日)は20:00まで

〈休み〉 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日)、年末年始

○専門相談 (事前に相談、予約が必要です。)

各分野の女性の専門家が直接相談によりアドバイスします。

〈受付時間〉 ●法律相談 第1・3火曜日 13:30～16:30

●心と体の健康相談

〔庭園人科〕 第2木曜日 14:00～17:00

〔心療内科〕 第3木曜日 13:30～16:30

〔心理〕 第2水曜日 13:30～16:30

#### 鹿児島県婦人相談所

(配偶者暴力相談支援センター)

〈電話〉 099-222-1467

〈電話相談〉 月～金 8:30～17:00

木曜日 8:30～20:00

日曜日 9:00～15:00

〈来所相談〉 月～金 8:30～17:00

#### 鹿児島県警察本部

〈場所〉 鹿児島市鶴池新町

〈電話〉 代表099-206-0110

代表電話からDVやストーカー相談の際につながります。

#### 女性の人権ホットライン

(鹿児島地方法務局)

〈電話〉 099-259-7855

〈相談時間〉 月～金 8:30～17:00

※11月21日(日)は全国一斉の女性の人権ホットラインを実施します。(10:00～17:00)

# 男女共同参画週間フェスタ

諸橋泰樹さん（フェリス女学院大学教授）による基調講演をはじめ、地域で活動する団体が企画する6つのワークショップに県内各地から大勢の方々が参加されました。男女共同参画について、楽しく学んでいただけた機会となつたのではないかでしょうか。

また、自主活動グループによる調査・研究の展示や女性起業グループによる生産物・加工品等の展示にも皆さん足を止めて、熱心にご覧になつていました。フェスタの様子をご紹介します。



基調講演 7月31日(土) 13:30~15:30

「男女共同参画社会ってなあに?  
～ジェンダーというメガネで見ているものを考える～」

講演では、「社会的・文化的につくられた性別」であるジェンダーが、相対的なもので、文化や時代によって変わるものであり、家庭や教育の中で、「男は、女は、こうあるべき」という大人の意識が、知らないうちに男の子と女の子に対する基準を変えてしまい、子どもの育ちに影響を与えることなどを、わかりやすく説明されました。そして、これからの中少子高齢化社会は、多様な文化を認め合うことが必要とされ、男性も女性も共同で参画していかなければ社会が成り立っていくかなくなる。「ジェンダー」というメガネをはずして、別なメガネに掛け替えて見ることが必要なのは」との問いかけに参加者も熱心に聞き入っていました。

講演の中では、テレビコマーシャルを使って、会場の参加者と一緒に、メディアが発信している情報を読み解く試みもあり、「ジェンダー」や男女共同参画社会の必要性について参加者が楽しく理解する講演となりました。

鹿児島県男女共同参画センターでは、7月25日～8月1日の期間に、かごしま県民交流センターにおいて、「男女共同参画週間フェスタ」を開催しました。

## ワークショップから

### さわやかな自己表現!アサーティブトレーニングのすすめ

[主催] りえぞんセンター鹿児島

自分の気持ちを上手に伝えるための技術（アーション）について、ロールプレイなどを通じて理論から実践方法までを学びました。



### 私の自立!～それって自分の可能性（自立）をつぶしてない?～

[主催] はやと草の根講師の会

男女の意識に係るアンケート結果を基に、グループで自由な意見交換がなされ、日常の中で、男女の性別に関する固定概念にとらわれていることに気づく場となりました。



### ちょっと待って! 決めつけていませんか? ~今までの「性」のあたりまえだけでは見えなかつたもの~

[主催] SIESTA（シエスタ）

グループワークを通して、「性」と人権について改めて考え、多様な生き方を認め合う社会づくりの必要性を認識することができました。



### 男性受難時代を生きるー男の生き方再考

[主催] 鹿児島メンズリブ研究会

現代の男性が抱える生きにくさについて、参加者と共に意見を出し合いながら弱音を吐けない「男らしさ」のしばりや過労死など様々な問題について考えました。



### 自分らしい生き方をするためには

[主催] ハートケアひまわり

アロマセラピー、カラーセラピーが紹介され、参加者が本当の自分に気づくことの大切さ、自分らしい生き方を実現する方法を考えました。



### 女性への暴力について考える(特に精神的暴力について)

[主催] こころのサポート アミ

熱心なグループ討議により、DVやセクシュアル・ハラスメントの問題を精神的暴力に視点を当て、その原因にある「支配」の構図を理解し、今後の課題について意見を交換しました。



## 自生活動グループの展示



男女共同参画の推進を目的に活動している「共生ネットワーク TakuTaku」が、これまでの実績や季刊誌を展示。また、鹿児島県内の男女共同参画を推進する活動に携わる個人やグループで構成するネットワーク「フリーぶる」についても紹介されました。



男女共同参画基礎講座の受講生が「メディアリテラシー」のワークショップで作成した雑誌の切り抜きのコレクションには、学生の方も関心を寄せしていました。

男女共同参画社会の実現を願う一人ひとりの気持ち（思いの丈）を短冊に託した「思いのたけ」

## 男女共同参画相談室 ◆メモリー・キルト◆



テーマは、Personal is political（個人的なことは社会的なこと）。これは、一見個人的な選択と見えること（女性の悩み等）の背後

には社会的な共通点があることより、その悩みを個人の問題として捉えるのではなく、社会全体のシステムや力関係を見直すことで解決していくという、女性の人権回復の動きから起きたスローガンです。

一人ひとりのつながりが社会を形作っているという意味をこめて、フェスタに来場された皆さんにパッチャワークのピースを作成してもらい、大きなキルトを作成しました。

このキルトは、かごしま県民交流センターの男女共同参画交流サロンに展示する予定です。

## 男女共同参画公開講座

5月22日(土) 13:30~15:00

かごしま県民交流センター県民ホール

作家の落合恵子さんを講師に、「いま、共生の時…～女（ひと）と男（ひと）が共に生きる社会～」と題して公開講座を開催しました。



講演では、「男女共同参画社会というの、女性にとって男性にとっても望ましい人生、性によって自分の生き方が変わってしまうのではなく、自分自身で選択をし、共に輝いて生きましょう」という大きな問いかげです。」

「男女共同参画社会が目指しているものは、共に支え合い、かつ可能な限り自立をし、しんどいときは男性だって『疲れたよ』といえる関係をお互いにつくっていきましょう。これが、社会的レベルでも、政治的レベルでも、家庭の中でも地域社会の中でも職場でも、という当たり前の人の間関係の整理の仕方であり、展望といえるでしょう。」

「私たちは忘れてはならない。この社会のきまりのも

とで傷ついてしまった大勢の人がいたということを。であるならば私たちは新しい約束をこの社会に根付かせなければならない。その一つが男女共同参画社会なんだと言えるでしょう。」

と女性や障害者、高齢者全ての人々の権利が尊重される社会が男女共同参画社会が真に目指す社会なのだとということを、ご自身の介護の体験を踏まえたエピソードや心に響く音楽や歌詞の朗読を聴きながら、わかりやすい言葉で語られる落合さんの話に、参加者約600名が、男女共同参画社会を自分に身近な日常の問題として考える契機となりました。

# いんぶおめーしょん

講座・講演会のお知らせ

16年度これから開催される講座をご紹介します。あなたも参加してみませんか。

## 女性に対する暴力の問題に関する講演会・シンポジウム

託児  
(要予約)

DV問題に理解を深めていただくため、「DVを許さない社会づくりのために~夫婦の問題」から「社会の問題」として~と題して、武井美智子さん(武井内科クリニック院長)による講演とDV被害者の支援に関わる関係者によるシンポジウムを開催します。

【日 時】11月20日(土) 13:30開演

【会 場】かごしま県民交流センター中ホール

【定 員】300名

【参加費】無料

【申込締切】11月10日(水)

## 女と男の生き方講座

託児  
(要予約)

【日 時】11月27日(土), 12月4日(土)

いずれも13:15~16:45

【内 容】自分の気持ちを上手に伝える方法「アサーション」について学びます。

【講 師】平川真理子さん(フェミニストカウンセリング鹿児島代表)

【会 場】かごしま県民交流センター研修室

【定 員】30名(定員を超えた場合は抽選)

【参加費】無料

【申込締切】11月17日(水)

## 地域参画支援セミナー(実践講座)(5回連続)

託児  
(要予約)

男女共同参画に関する基礎的な知識をもった方を対象に、地域づくりに参画するための実践力を養うことを目的とした講座です。

地域づくりに関わるこれまでの実践や今後の構想を「事例研究」する演習方式により、地域生活者の視点に立った「地域づくり事業」経営計画を策定します。

【日 時】12月11日(土), 1月8日(土),

1月22日(土), 2月19日(土),

3月5日(土)

1日2講座、いずれも13:15~16:45

【内 容】講義、コーチング、プレゼンテーション

【講 師】たもつゆかりさん(オフィスビュア代表)

武隈晃さん(鹿児島大学教授)

【会 場】かごしま県民交流センター研修室

【定 員】30名

【参加費】無料

【申込締切】12月1日(水)

## 講座の申込方法

ハガキかファックス、Eメールに次の事項を記入して、お申し込みください。

①氏名 ②年齢 ③郵便番号・住所 ④電話番号

## 男女共同参画推進地域講座に参加しませんか。

男女共同参画社会の実現に向けて、地域住民の理解を深めていただくため、名瀬市と龍郷町で連続講座を開催します。

【開催日時】10月30日(土), 11月13日(土), 12月18日(土)

14:00~16:00

## 9月▶12月のスケジュール

September						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
●	●	●	1	2	3	4
5	6 休憩日	7 ★	8 ♥	9 ●	10	11
12	13 休憩日	14	15	16 ♦	17	18
19	20 休憩日	21 休憩日	22 ★	23	24	25
26	27 休憩日	28	29 休憩日	30 休憩日		

## 10月▶November

October						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
●	●	●	●	●	1	2
3	4 休憩日	5 ★	6 休憩日	7 休憩日	8	9
10	11 休憩日	12 休憩日	13 ♥	14 ●	15	16
17	18 休憩日	19 ★	20 休憩日	21 休憩日	22	23
24/31	25 休憩日	26	27	28	29	30 男女共同参画推進地域講座

## ●相談室から●

相談室を開設して1年、相談室に寄せられた相談の内容や件数をまとめました。ここから何が見えてくるでしょうか。

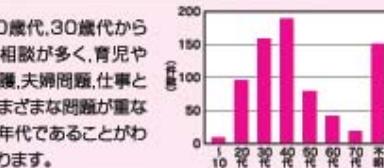
Topic 1 男性からの相談は13% 年代では40歳代からの相談がトップ!

### ■男女別相談者割合(平成15年度)



男性からの相談もありましたが、やはり女性からの相談が約9割を占めました。

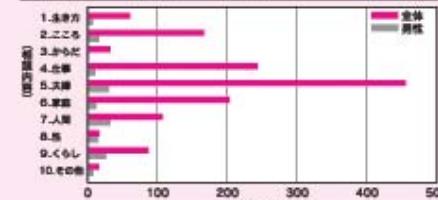
### ■年齢別相談件数(平成15年度)



40歳代、30歳代からの相談が多く、育児や介護、夫婦問題、仕事とさまざまな問題が重なる年代であることがわかります。

Topic 2 相談内容で一番多いのは夫婦問題!

### ■相談内容別件数(平成15年度)



全体では夫婦問題の相談が一番多く、仕事の問題、家庭の問題と続きました。

男性からの相談をみると、人間関係と夫婦問題で悩んでいる方が多いことがわかります。

## 仕事と家庭の両立を考えるセミナーが開催されます。

託児  
(要予約)

10月は、「仕事と家庭を考える月間」です。セミナーでは、東京大学社会科学研究所日本社会研究情報センター教授 佐藤博樹さんを講師に迎えて、仕事と育児・介護との両立について理解を深めるための講演を開催します。

また、「育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」についての説明もあります。

【日 時】10月25日(月) 13:30~16:00

【会 場】鹿児島県市町村自治会館

【主 催】鹿児島労働局・鹿児島県・(財)21世紀職業財団鹿児島事務所

(次世代育成支援対策推進センター)鹿児島県経営者協会・鹿児島県中小企業団体中央会 参加申し込み方法など詳細は、鹿児島県労働政策課(099-286-3014)へお問い合わせください。

## 講座の申込み・お問い合わせは

### 鹿児島県男女共同参画センター

TEL.099-221-6603 FAX.099-221-6640

E-mail:harmony@kagoshima-pac.jp

\*開設期間中、託児を行ふものについては、マークがついています。  
\*託児希望の方は、各講座の開催日の1週間前までに、「託児希望」と明記し、お子様の名前、年齢を記入のうえお申込みください。  
\*託児の対象は、6ヶ月から小学校低学年までとなります。

October						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
●	●	●	●	●	1	2
3	4 休憩日	5 ★	6 休憩日	7 休憩日	8	9
10	11 休憩日	12 休憩日	13 ♥	14 ●	15	16
17	18 休憩日	19 ★	20 休憩日	21 休憩日	22	23
24/31	25 休憩日	26	27	28	29	30 男女共同参画推進地域講座

## 11月▶November

November						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
●	●	●	●	●	●	●
7	8 休憩日	9	10 ♥	11 ●	12	13 男女共同参画推進地域講座
14	15 休憩日	16 ★	17	18 ♦	19	20 男女共同参画推進地域講座
21	22 休憩日	23 休憩日	24	25	26	27 男女共同参画推進地域講座
28	29 休憩日	30				

## 12月▶December

December						
SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
●	●	●	●	●	●	●
5	6 休憩日	7 ★	8 ♥	9	10	11 男女共同参画推進セミナー
12	13 休憩日	14	15 休憩日	16 休憩日	17	18 男女共同参画推進地域講座
19	20 休憩日	21 ★	22	23 休憩日	24	25
26	27 休憩日	28	29 休憩日	30 休憩日	31	1 休憩日